Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年4月22日 航空局安全部安全政策課

航空従事者に対する航空法に基づく行政処分について

航空従事者3名に対して、航空法第30条に基づく行政処分を行いました。

1. 個人操縦士A

(1) 事案の概要

令和2年4月6日、個人操縦士Aは、指定航空身体検査医(以下、「指定医」という。)の下、航空身体検査証明を受検した際、検査項目の1つに身体検査基準不適合となる疾患が認められたことから指定医不適合の判定を受けた。その後、同年4月24日に別の指定医に航空身体検査を申請した際、前回の航空身体検査証明に係る検査の結果の記録として、同年4月6日に指定医不適合と判定された際の記録を添付しなければならなかったところ、令和元年4月1日に指定医適合の判定を受けた際の航空身体検査の結果の記録を添付し、指定医適合の判定を受け、航空身体検査証明書の交付を受けた。また、令和3年4月20日に航空身体検査を受検した際にも、当該疾患を申請書の既往歴に記載せず、個人操縦士Aの行為は、航空従事者として不適切な対応であり、航空法第30条第2号に定める航空従事者としての職務を行うにあたっての非行に該当するものである。

(2) 処分内容

個人操縦士Aに対して、60日間の航空業務停止(行政処分)

2. 個人航空従事者B(操縦士、整備士)

(1) 事案の概要

令和3年8月17日、個人航空従事者Bは、不具合のあった航空機Aの故障探求のため、耐空証明の有効期限が切れた航空機Bから部品を流用し、当該部品の機能確認のため、40分にわたり試験飛行1回を実施した。その後、個人航空従事者Bは、航空機Aから取り外した部品に亀裂があることを見つけ、製造者のマニュアル等に規定されていない方法で損傷箇所の修理を行い、航空機Aに再度取り付け、1時間50分にわたり訓練飛行1回を実施した。

また、個人航空従事者Bは、部品流用に始まる一連の整備作業について、国土交通省令で定める事項を搭載用航空日誌に記載しなかった。

個人航空従事者Bの行為は、航空法第16条、第19条第2項、第58条第2項、第73条の2に違反するものであり、航空法第30条第2号に定める航空従事者としての職務を行うにあたっての非行に該当する。

(2) 処分内容

個人航空従事者Bに対して、操縦士及び整備士としてそれぞれ20日間の航空業務停止(行政処分)

3. 個人操縦士C

(1) 事案の概要

個人操縦士Cは、以下の事案を発生させた。

- ・令和2年8月7日及び8月19日、個人操縦士Cは機長として、令和2年6月30日に航空法第79条ただし書きの許可期限が切れていた飛行場外離着陸場で離着陸を行った。当該飛行場外離着陸場の許可は、別の操縦士が申請し、管理していたが、個人操縦士Cは航空法第79条ただし書きの許可の状況を確認することを怠ったことから本事案を発生させた。個人操縦士Cは過去にも航空法違反を起こし行政処分を受けている。
- ・個人操縦士Cは、自身の所属する会社が航空法第100条の許可を得ず、航空運送 事業にあたる飛行を実施していることを認識していながら、令和元年10月5日か ら令和2年1月25日及び令和2年3月11日から令和2年10月29日までの間、 計5回にわたり機長として当該飛行を実施した。

個人操縦士Cの行為は、航空法第79条に違反し、また航空法第30条第2号に定める航空従事者としての職務を行うにあたっての非行に該当するものである。

(2) 処分内容

個人操縦士Cに対して、1年間の航空業務停止(行政処分)

以上

<問い合わせ先> 航空局安全部安全政策課

課長補佐 釣 (内線 50104) 専門官 佐藤 (内線 50312)

代 表: 03-5253-8111 直 通: 03-5253-8737

航空法(抜粋)

(耐空証明)

第 10 条 国土交通大臣は、申請により、航空機(国土交通省令で定める滑空機を除く。以下この章において同じ。)について耐空証明を行う。

2~3 (略)

- 4 国土交通大臣は、第1項の申請があつたときは、当該航空機が次に掲げる基準に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、これらの基準に適合すると認めるときは、耐空証明をしなければならない。
 - 一 国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準
 - 二 航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通 省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める騒音の基準
 - 三 装備する発動機の種類及び出力の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機にあつては、国土交通省令で定める発動機の排出物の基準

5~7 (略)

(使用者の整備及び改造の義務)

第 16 条 <u>耐空証明のある航空機の使用者は、航空機の整備をし</u>、及び必要に応じ改造をすることにより、<u>当該航空機を第 10 条第 4 項の基準に適合するように維持しなければなら</u>ない。

(航空機の整備又は改造)

- 第19条 航空運送事業の用に供する国土交通省令で定める航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は、当該航空機について整備(国土交通省令で定める軽微な保守を除く。次項及び次条において同じ。)又は改造をする場合(第17条第1項の修理又は改造をする場合を除く。)には、第20条第1項第四号の能力について同項の認定を受けた者が、当該認定に係る整備又は改造をし、かつ、国土交通省令で定めるところにより、当該航空機について第10条第4項各号の基準に適合することを確認するのでなければ、これを航空の用に供してはならない。
- 2 <u>前項の航空機以外の航空機であつて、耐空証明のあるものの使用者は</u>、当該航空機について<u>整備又は改造をした場合</u>(第 17 条第 1 項の修理又は改造をした場合を除く。)<u>には、</u> 当該航空機が第 10 条第 4 項第一号の基準に適合することについて確認をし又は確認を受けなければ、これを航空の用に供してはならない。
- 3 第11条第1項ただし書の規定は、前2項の場合に準用する。

(技能証明の取消等)

- 第30条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を 取り消し、又は1年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。
 - 一 この法律又はこの法律に基く処分に違反したとき。
 - 二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

(航空日誌)

- 第58条 航空機の使用者は、航空日誌を備えなければならない。
- 2 航空機の使用者は、航空機を航空の用に供した場合又は整備し、若しくは改造した場合

には、遅滞なく航空日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

3 前2項の規定は、第11条第1項ただし書の規定による許可を受けた場合には、適用しない。

(出発前の確認)

第73条の2 <u>機長は、</u>国土交通省令で定めるところにより、<u>航空機が航行に支障がないことをの他運航に必要な準備が整つていることを確認した後でなければ、航空機を出発させ</u>てはならない。

(離着陸の場所)

第79条

航空機(国土交通省令で定める航空機を除く。)は、<u>陸上にあつては空港等以外の場所に</u> おいて、水上にあつては国土交通省令で定める場所において、<u>離陸し、又は着陸してはなら</u> ない。ただし、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

(許可)

第 100 条

航空運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する事項、国際航空運送事業を経営 するかどうかの別その他国土交通省令で定める事項に関する事業計画
- 3 第1項の許可の申請をする者は、国際航空運送事業を経営しようとする場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画に国土交通省令で定める国際航空運送事業に関する事項を併せて記載しなければならない。
- 4 第 2 項の申請書には、資金計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。